

児童手当第3子以降加算を受けるには

「監護相当・生計費の負担についての確認書」の手続きが必要です

下記に該当する方は、「第3子以降」として加算を受けるにあたって「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

- ① 1人以上の児童の兄姉等(18歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日を経過するまで)と児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過するまで)を含めて3人以上監護している場合
- ② 児童の兄姉等(18歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日を経過するまで)のうち、22歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前に短期大学もしくは専門学校等を卒業する予定の方を4月1日以降も引き続き父母等が監護する場合

児童が18歳到達後の最初の年度末を迎えて来年度より①に該当する方、または第3子以降加算算出対象になっている大学生年代の児童が卒業年度末を迎え来年度より②に該当する方は、4月以降の第3子以降加算を受けるには、「監護相当・生活費の負担についての確認書」の手続きが必要です。手続きが必要と思われる方には毎年3月に案内を送付いたします。

※ 手続き期限を過ぎての申請となった場合は、申請月の翌月分からの支給となり、4月分に遡って支給はできませんので、お早めに手続きをお願いいたします。

※ 提出期限までに手続きしていただいた方は、令和8年4月分から第3子以降加算をします。